

## 第1章

# 2022年度税制改正のポイント

# 2022年度税制改正のポイント

2022年度税制改正では、「成長と分配の好循環」の実現と、「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、賃上げやオープンイノベーションを促進する税制の拡充等が行われます。個人に関する税金については、カーボンニュートラルの実現の観点等から住宅ローン控除等の見直しや、格差の固定化防止の観点等を踏まえた住宅取得等資金の贈与税非課税制度の見直し等が行われます。

## 1 所得税・住民税の改正

### ①住宅ローン控除の特例措置の見直し [P.352](#)

所得要件の厳格化や控除率の低減、借入限度額の見直し、新築住宅等の控除期間の上乗せ等の措置が講じられたうえで、適用期限が4年延長されます。2023年1月1日以後に居住を開始する家屋については、提出書類等の手続きが簡略化されます。

### ②上場株式等の配当所得等に係る所得税と住民税の課税方式の一致(2024年度分以後の住民税) [P.33](#) [P.95](#) [P.152](#)

上場株式等にかかる配当所得や譲渡所得について、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなります。

### ③財産債務調書制度の見直し(2023年分以後) [P.45](#)

現行の提出義務者に加え、その年の12月31日において財産10億円以上を保有する場合には、所得がない場合も財産債務調書の提出義務者となります。提出期限は、確定申告期限である翌年の3月15日から、翌年の6月30日へと変更されます。

## 2 資産課税の改正

### ①直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税制度の見直し [P.337](#)

受贈者の年齢要件の引き下げや、非課税限度額の縮小等の措置が講じられたうえで、適用期限が2年延長されます。

### ②事業承継税制(自社株式の相続税・贈与税納税猶予制度)における特例承継計画の提出期限の延長 [P.294](#)

事業承継税制の特例措置の適用を受けるために提出する特例承継計画の提出期限が1年延長され、2024年3月31日までとなります。

### 3 金融・証券税制の改正

#### ① 上場株式等の大口株主要件の見直し (2023年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) **P.103**

大口株主等の要件が厳格化され、上場会社等の発行済株式総数等の3%以上を保有するかについて、同族会社が保有する株式等の数を含めて判定することとされます。

#### ② NISA制度における要件の緩和 **P.166**

新NISA制度において、過去6か月以内に1階部分で投資を行っていれば、年を跨いでも2階部分に投資ができるようになります。また、NISA口座開設の有無等を、自ら確認できるようになります。